

# 小笠原村高齢者在宅サービスセンター運営規程

## 居宅介護

令和2年 3月24日制定

令和3年10月20日改正

### (事業の目的)

第1条 小笠原村より委託を受け、社会福祉法人明老会が管理・運営する小笠原村高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な居宅介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護従業者は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、村、保健所、診療所、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「小笠原村基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則」（令和2年3月23日規則第7号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、居宅介護を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 小笠原村高齢者在宅サービスセンター

(2) 所在地 東京都小笠原村父島字奥村小笠原村地域福祉センター内

### (通常の実施地域)

第4条 通常の実施の実施地域は、小笠原村父島とする。

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（訪問介護（訪問介護相当サービス）管理者、介

護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の居宅介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名(訪問介護(訪問介護相当サービス)サービス提供責任者兼務) サービス提供責任者は、利用の申し込みにかかわる調整、居宅介護計画の作成、居宅介護従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。

(3) 居宅介護員 常勤換算1名以上(訪問介護(訪問介護相当サービス)訪問介護員兼務)

居宅介護員は、障害者(児)の居宅介護の提供にあたる。

2 前項に定める者の他必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日(ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く)

(2) 営業時間 午前8時から午後5時15分

(3) サービス提供は、月曜日から金曜日、午前8時から午後5時までとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

(1) 精神障害者(18歳未満の者を除く)

(2) 障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

(重要事項説明書の交付)

第8条 居宅介護の提供を開始するに当たっては、予め本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者及び代理人に対し、重要事項説明書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名を受けることとする。

(居宅介護の内容及び利用者から受領する費用等について)

第9条 提供内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

食事の介護、排泄の介護、入浴の介護、その他必要な身体介護

(2) 家事援助

調理、洗濯、掃除、買物、その他必要な家事

2 居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、

その1割とする。ただし、小笠原村が定める負担上限月額範囲内とする。

- 3 法定代理受領を行わない居宅介護を提供した際は、利用者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 4 その他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第10条 居宅介護に使用する備品等は、清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 居宅介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、居宅介護従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、居宅介護従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 居宅介護従業者は、居宅介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 居宅介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 3 居宅介護の提供により事故が発生した場合は、小笠原村、当該利用者の家族、当該利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況

について記録をするものとする。

- 5 利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者又は代理人は、提供したサービス等につき、苦情を申し出ることができる。管理者は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び代理人に説明するものとする。なお、苦情申立窓口は、「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での居宅介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ、小笠原村へ報告する。

- (1) 居宅介護従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について居宅介護従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止に関する責任者を設置する。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、居宅介護の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由そ

の他必要な事項を記録する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について居宅介護従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 居宅介護従業者に対する、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
  - 2 事業所は、居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第17条 事業所は、居宅介護従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
  - 2 居宅介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は、居宅介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、居宅介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、居宅介護従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、適切な居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人明老会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(改正)

第18条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人明老会理事会の議決を得るものとする。

附 則

この運営規程は、令和3年4月1日に遡及し、適用する。